

奈良県告示第一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、
次のとおり医師から指定の辞退があった。

平成三十年四月三日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
吉本 惠則	医療法人興生会吉本整形外科病院	大和高田市大字野口一三六	整形外科（肢体不自由）	平成十六年六月二十一日
植田 至紀	医療法人医真会植田医院	桜井市大字三輪四九六番地一	内科（肢体不自由）	平成二十一年十二月二十日
村上 浩二	医療法人村上医院	北葛城郡王寺町舟戸一丁目一番一〇号	外科（ぼうこう機能障害、直腸機能障害）	平成二十七年三月三十一日
武内 拓	武内クリニック	北葛城郡王寺町元町二丁目二四七九一	外科（肢体不自由）	平成三十年二月二十八日
藪田 育男	一般財団法人信貴山病院ハートランドしぎさん	生駒郡三郷町勢野北四一三一一	内科（呼吸器機能障害）	平成三十年二月二十八日
神野 浩樹	中井記念病院	大和高田市大字根	外科（ぼうこう）	平成三十年

勝井 琢男	
井クリニツク 医療法人勝井会勝	
六九 天理市川原城町二	成柿一五一一
整形外科（肢 体不自由）	う機能障害、 直腸機能障害
三月二日 平成三十年	二月二十八 日